

水質汚濁防止法の解説

つくば市環境生活部環境課

目次

- I 水質汚濁防止法の用語解説
- II 届出手続き等に関する解説
- III 排水規制等に関する解説
- IV 有害物質使用特定施設等の構造等基準と定期点検の解説

I 水質汚濁防止法用語解説

I 用語の解説

1. 「特定施設」
2. 「特定事業場」
3. 「公共用水域」
4. 「排出水」
5. 「有害物質使用特定施設」
6. 「有害物質貯蔵指定施設」

I - 1 「特定施設」 【1/10】

水濁法第2条第2項

「特定施設」とは？

次の2つの要件を満たすものをいう

- A) 「汚水又は廃液」を排出する施設
- B) 「政令（施行令別表第1）」で定める施設

I - 1 「特定施設」 【2/10】

「汚水又は廃液を排出する施設」

- 「**汚水又は廃液**」 = 「有害物質を含む水」又は「生活環境項目に関し汚染している水」（汚染状態は問わない）
- 「**排出する施設**」 = 「一定期間・一定の場所に設けられているもの」（常時移動させながら使用するものは該当しない）

I - 1 「特定施設」 【3/10】

次の解釈は正しいでしょうか？

◆その施設は、通常時に廃液を排出しない（月に1度のメンテナンス時にだけ、廃液を処分）ので、特定施設には該当しない。

➡不正解「その施設から廃液を排出していることに変わりはない」

◆その施設は、キャスターが付いており、持ち運びが可能なので、特定施設には該当しない。

➡不正解「持ち運びが可能かどうかではなく、実態として一定期間同じ場所で使用しているかで判断する」

I - 1 「特定施設」 【4/10】

「政令（施行令別表第1）で定める施設」【その1】

- 「施行令別表第1」で、103分類289施設が定められている
- 個々の特定施設の指定は、次の構成で指定されている
 - 「業種名」 + 「施設名」
(○○○○業の用に供する○○○○施設)
 - 例外として、業種指定の無い特定施設もある

I - 1 「特定施設」 【5/10】

「政令（施行令別表第1）で定める施設」 【その2】

- 「**業種名**」について
 - 原則的には、「日本標準産業分類」で該当性を判断する
 - その判断に際しては、次の点に留意する
 - ✓ 一つの事業場が、複数の業種に該当することもある
 - ✓ 現行の日本産業分類に変換して判断する必要がある
 - ✓ 業種の名称や分類にとらわれず、広く解釈する

I - 1 「特定施設」 【6/10】

「政令（施行令別表第1）で定める施設」 【その3】

- 「**施設名**」について

- 限定的な名称で指定されている「施設」は、そのまま判断する

- 例) 「馬房施設」「自動式車両洗淨施設」等

- 包括的な名称で指定されている「施設」は、慣習的な名称と一致しない場合もあるので、その名称にとらわれず、広く解釈する

- 例) 「洗淨施設」, 「酸又はアルカリによる表面処理施設」等

I - 1 「特定施設」 【7/10】

代表的な特定施設の解説【その1】

第65号：酸又はアルカリによる表面処理施設

- 「酸又はアルカリ」とは
 - ✓ 薬液等のpHが5.8未満, 8.6を超えるもの
 - ✓ 薬液の酸又は塩基に期待したもので, 廃液に規制物質を含むもの
- 「表面処理」とは
 - ✓ 素材を液体で物理化学的に処理し, または, 付着物を除去するもの
例) 金属の酸洗浄(脱脂)施設, エッチング施設, 樹脂再生施設等

I - 1 「特定施設」 【8/10】

代表的な特定施設の解説【その2】

第71号の2：科学技術に関する研究・試験・検査・専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する次の施設

- イ 洗浄施設：機械・器具・検体等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設，実験専用の排ガス洗浄施設等）
- ロ 焼入施設：金属熱処理のために使用する焼入槽・焼入装置

I - 1 「特定施設」 【9/10】

代表的な特定施設の解説【その3】

- 第71号の2に該当し、**届出漏れ**が多い具体的な施設
 - 水洗式の「排ガス洗浄施設」、洗浄作業を行う「ドラフトチャンバー」
 - 据付け、固定した「超音波洗浄機」、 「全自動洗浄機」
 - 機械・器具の洗浄を行う「地流し」（特に屋外設置）

I - 1 「特定施設」 【10/10】

代表的な特定施設の解説【その4】

- 第71号の2に**該当しない**具体的な施設

- 衛生用の流し台，給排水目的の流し台

- 排水処理施設の排水分析（実験用途でない）に用いる洗浄施設

- 工場又は事業場に立地的，組織的に付属している研究室の洗浄施設

（この場合，当該洗浄施設は，工場の特定施設として届出が必要な場合がある）

I - 2 「特定事業場」 【1/4】

水濁法第2条第5項

「特定事業場」とは？

「特定施設」を設置する「工場又は事業場」

I - 2 「特定事業場」 【2/4】

「特定事業場」の範囲

- 事業部分に限定せず，管理者の**管理責任範囲の全て**が含まれる
 - 例) 事務棟，倉庫，駐車場，社員寮，グラウンド，緩衝緑地等
- 組織的・操業的に**密接な関連**がある事業場も含まれる
 - 例) 道路等で隔てられている別敷地に立地し，関連性が認められる別事業場
 - 例) 異なる製品を生産する別事業場

I-2 「特定事業場」 【3/4】

「特定事業場」の範囲の考え方の具体例【その1】

- 全体を **1事業場** として扱う事例
- 全体を **1事業場** として扱う事例



道路等



I - 2 「特定事業場」 【4/4】

「特定事業場」の範囲の考え方の具体例【その2】

- **別事業場**として扱う事例



- **別事業場**として扱う事例



I - 3 「公共用水域」

水濁法第2条第1項

「公共用水域」とは？

- 河川，湖沼，港湾，沿岸海域その他公共の用に供される水域
- 上記に接続する公共溝渠，かんがい用水路その他公共の用に供される水路（ただし，終末処理場を設置している下水道は除く）

なお，「地下水」は「公共用水域」に含まれない

I - 4 「排水水」

水濁法第 2 条第 5 項

「排水水」とは？

「特定事業場」から「公共用水域」に排出される水をいう

なお、天然現象に伴う「雨水」「湧水」等も「排水水」に含まれる

I - 5 「有害物質使用特定施設」 【1 / 6】

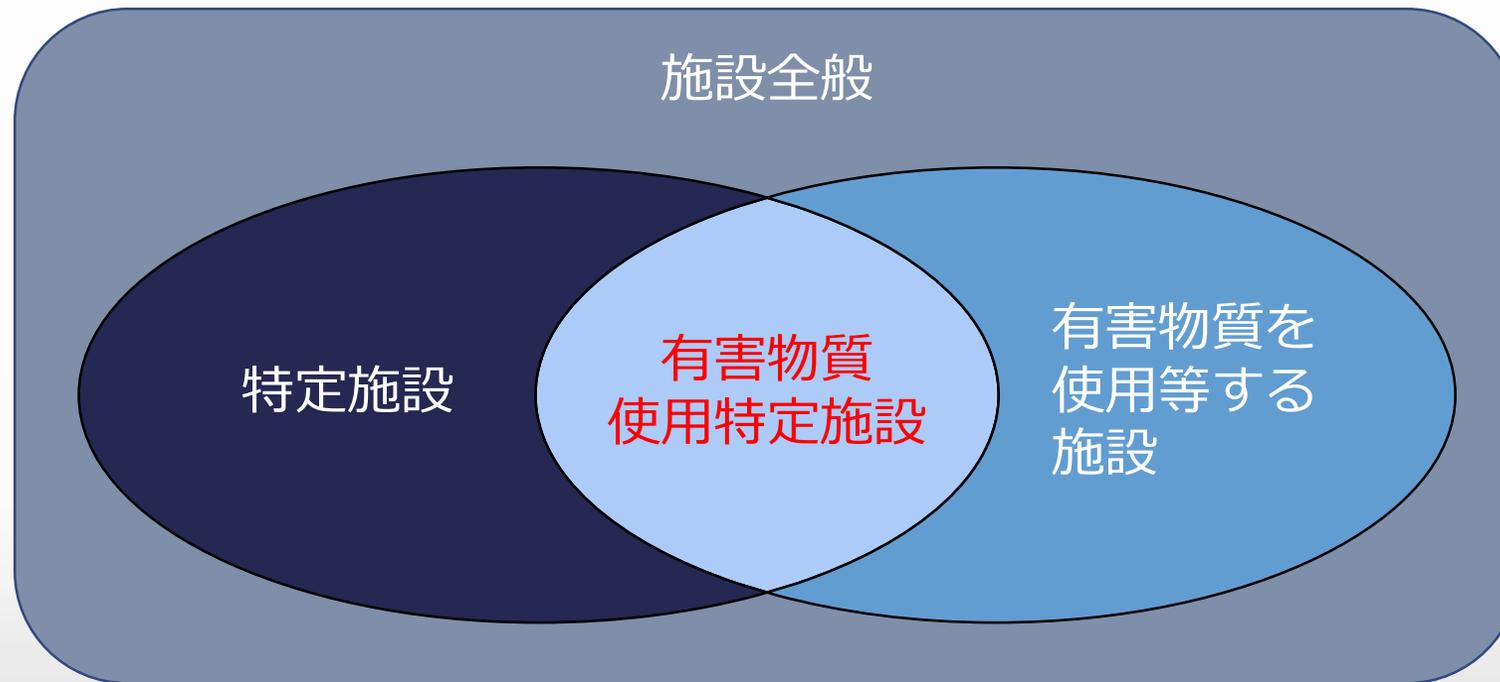
水濁法第2条第7項

「有害物質使用特定施設」とは？

「有害物質」の「製造，使用，又は処理」を目的とする「特定施設」

I - 5 「有害物質使用特定施設」 【2/6】

「有害物質使用特定施設」の定義のイメージ図



I - 5 「有害物質使用特定施設」 【3 / 6】

「製造，使用又は処理（＝使用等）」について

「製造」

- 有害物質を製品として製造すること

「使用」

- 有害物質をその施設の目的に沿って，原料，触媒等として使用すること

「処理」

- 有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として，有害物質を分解又は除去すること

I - 5 「有害物質使用特定施設」 【4 / 6】

「製造，使用又は処理」に該当しないケースについて【その1】

- 有害物質を含む原材料を用いるが，当該有害物質に対して，**何ら働きかけ**をしない使用等

例) バッチャープラントにおける生コンクリート製造 (Cr⁶⁺等を含む)

例) 旅館等における天然に有害物質を含有する温泉の使用 (ほう素，ふっ素等を含む)

- 有害物質に着目して**処理を行わない**処理

例) 下水道終末処理施設における排水処理

I - 5 「有害物質使用特定施設」 【5 / 6】

「製造，使用又は処理」に該当しないケースについて【その2】

- 有害物質の**固体状態**（粉状又は粒状を除く）での使用等

例）有害物質を含む固形物の洗浄

- 有害物質が**密封された状態**での使用

例）P C B が封入された電気機器を特定施設の電気系統の一部としての使用

I - 5 「有害物質使用特定施設」 【6 / 6】

例外的に「製造，使用又は処理」に該当するケースについて

- 次の「特定施設」は，「その施設において」直接に有害物質を使用等しない場合であっても「有害物質使用特定施設」に該当する
 - 有害物質を使用する「**試験研究機関の研究棟**」，「**病院**」に設置された「特定施設（洗浄施設のみ）」
 - 有害物質を含む製品を製造する工程に付随する「特定施設」

I - 6 有害物質貯蔵指定施設【1 / 4】

「有害物質貯蔵指定施設」とは？

「有害物質を含む液状の物」を「貯蔵する」指定施設

「指定施設」とは、特定施設以外で有害物質を貯蔵・使用する施設、指定物質
(現在56物質)を製造・貯蔵・使用・処理する施設

つまり、「指定施設」のうち、「有害物質を貯蔵する施設」のみ届出が必要

I - 6 有害物質貯蔵指定施設【2 / 4】

「有害物質を含む液状の物」

- 「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」で検定し、当該方法で定める数値以上の**有害物質が検出**される液状のもの
- 貯蔵している状態が「**液状の物**」に限定される
 - 貯蔵している状態が「固体」「気体」は対象外
 - 漏えい時に、気化する物質も対象外

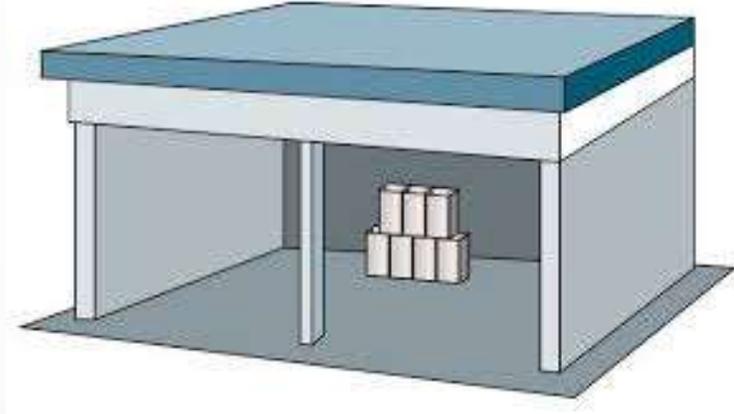
I - 6 有害物質貯蔵指定施設【3 / 4】

「貯蔵する施設」

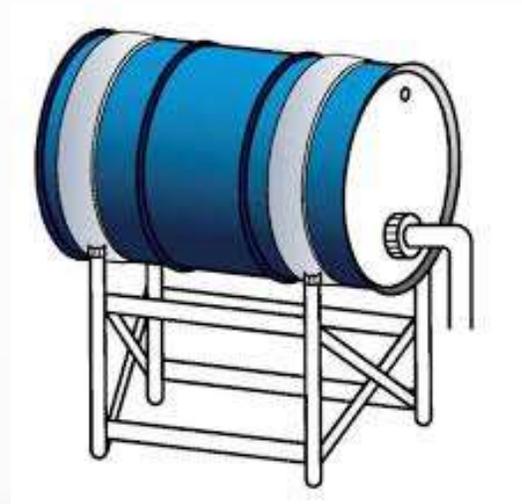
- 有害物質を**貯蔵することを目的**としている施設
- 貯蔵施設として**独立している**施設
 - 生産工程に組み込まれ、生産施設等と一体となった貯留タンク等は対象外
 - 排水処理施設に設置された貯留タンク等は対象外
 - 排水系統に組み込まれた中継用・送水用タンク等は対象外

I - 6 有害物質貯蔵指定施設【4 / 4】

貯蔵指定施設に**該当しない**例



貯蔵指定施設に**該当する**例



Ⅱ 届出手続き等に関する解説

Ⅱ 届出手続等に関する解説

1. 届出の種類
2. 設置届
3. 構造等変更届
4. 使用廃止届
5. 実施制限制度
6. 届出に関する諸規定

Ⅱ-1 届出の種類【1/2】

施設を設置等するときの届出

届出名称	条項	届出の概要	届出期限
設置届	第5条第1項	「工場又は事業場」から「公共用水域」に「水」を排出する者が、「特定施設」を設置しようとするとき	事前 (実施制限あり)
	第5条第2項	「工場又は事業場」から「地下」に「有害物質使用特定施設の汚水等を含む水」を浸透させる者が、「有害物質使用特定施設」を設置しようとするとき	
	第5条第3項	「有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く）」「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとするとき	
使用届	第6条第1項	既設の「施設」が、新たに政令改正で「特定施設」に定められたとき	法改正後30日以内

Ⅱ-1 届出の種類【2/2】

第5条又は第6条の届出後の届出

届出名称	条項	届出の概要	届出期限
変更届	第7条	「特定施設」の構造・使用方法・汚水等の処理方法・排出水の汚染状態及び量を変更しようとするとき	事前 (実施制限あり)
使用 廃止届	第10条	「特定施設」の使用を廃止したとき	事後30日以内
氏名等 変更届	第10条	<ul style="list-style-type: none">・「届出者」の名称・住所・代表者名を変更したとき・「工場又は事業場」の名称・住所を変更したとき	事後30日以内
承継届	第11条 第3項	<ul style="list-style-type: none">・「特定施設」を譲り受け, 又は借り受けたとき・「届出者」を相続, 合併, 分割承継したとき	事後30日以内

Ⅱ-2 設置届【1/14】

第5条第1項

「設置届出義務者（第5条第1項）」

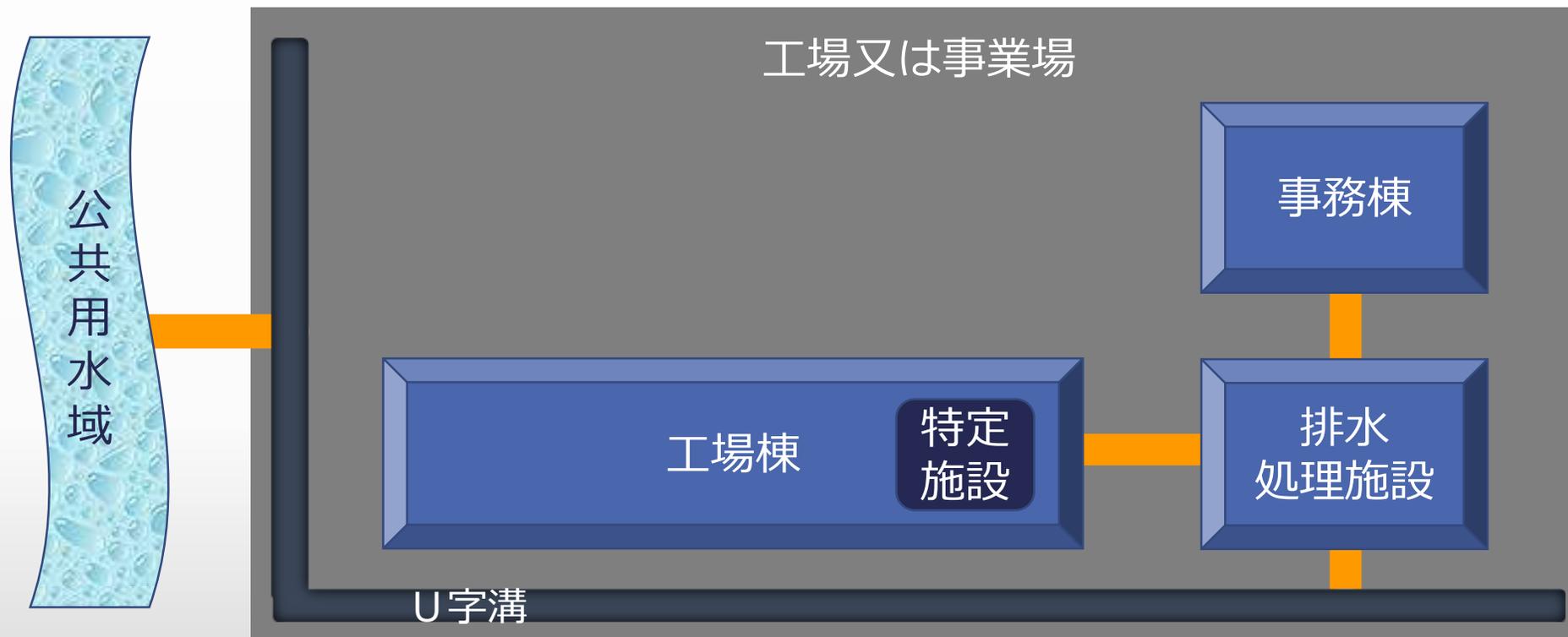
「工場又は事業場」から「公共用水域」に水を排出する者

したがって、「公共用水域」に水を全く排出しない者は、届出義務なし
つまり、「届出義務の無い特定事業場」も存在することになる

Ⅱ-2 設置届【2/14】

第5条第1項

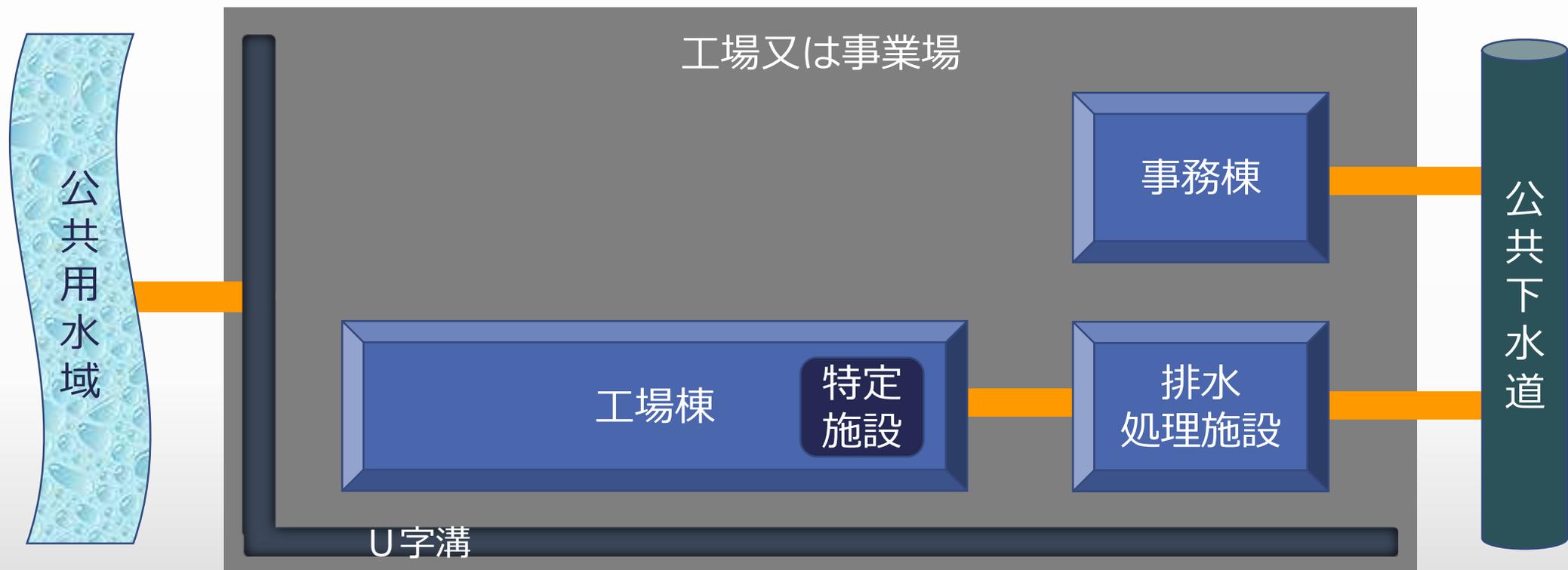
「工場又は事業場から公共用水域に水を排出する」の該当例【その1】



Ⅱ-2 設置届【3/14】

第5条第1項

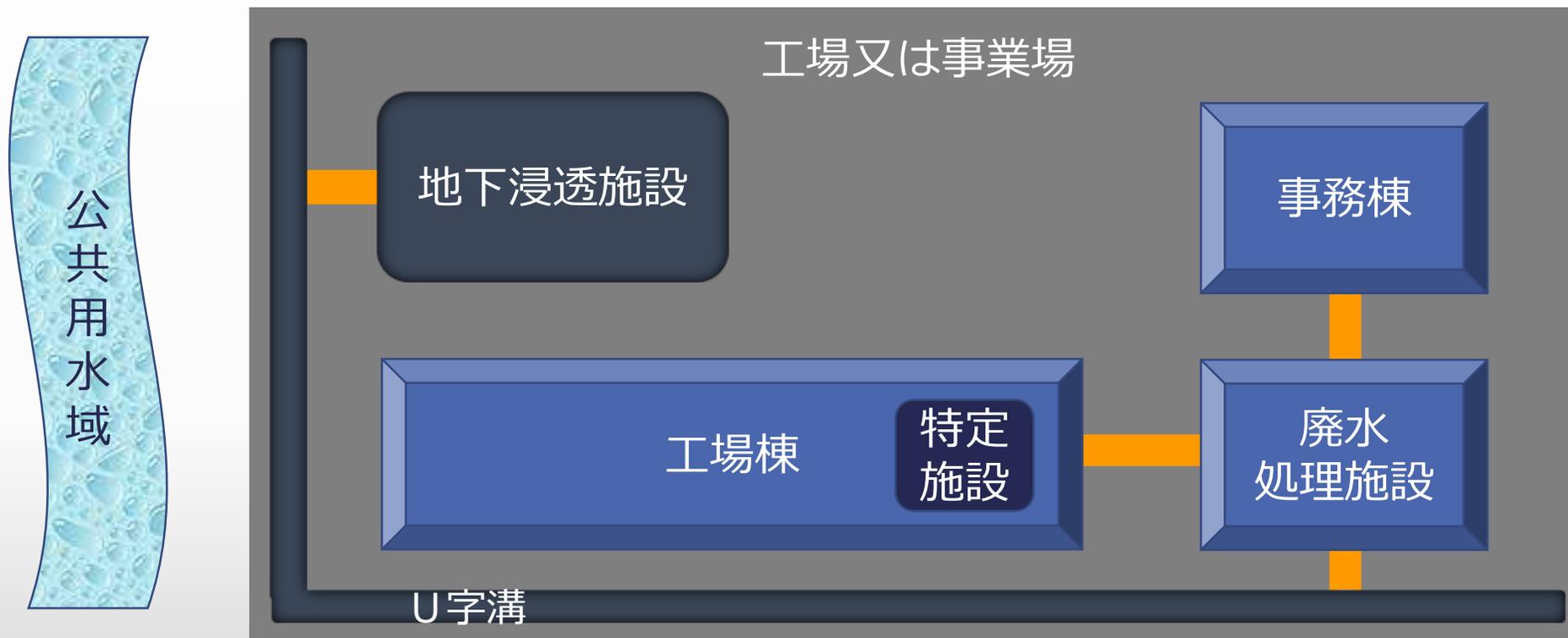
「工場又は事業場から公共用水域に水を排出する」の該当例【その2】



Ⅱ-2 設置届【4/14】

第5条第1項

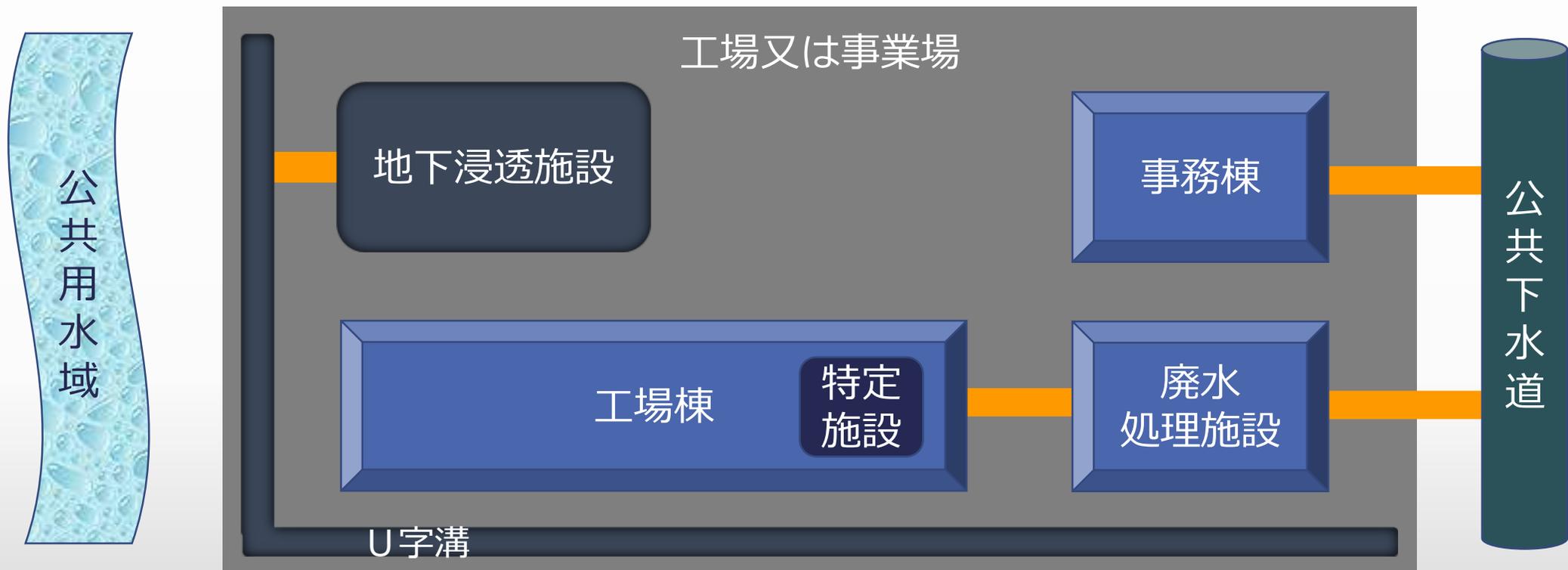
「工場又は事業場から公共用水域に水を排出する」の非該当例【その1】



Ⅱ-2 設置届【5/14】

第5条第1項

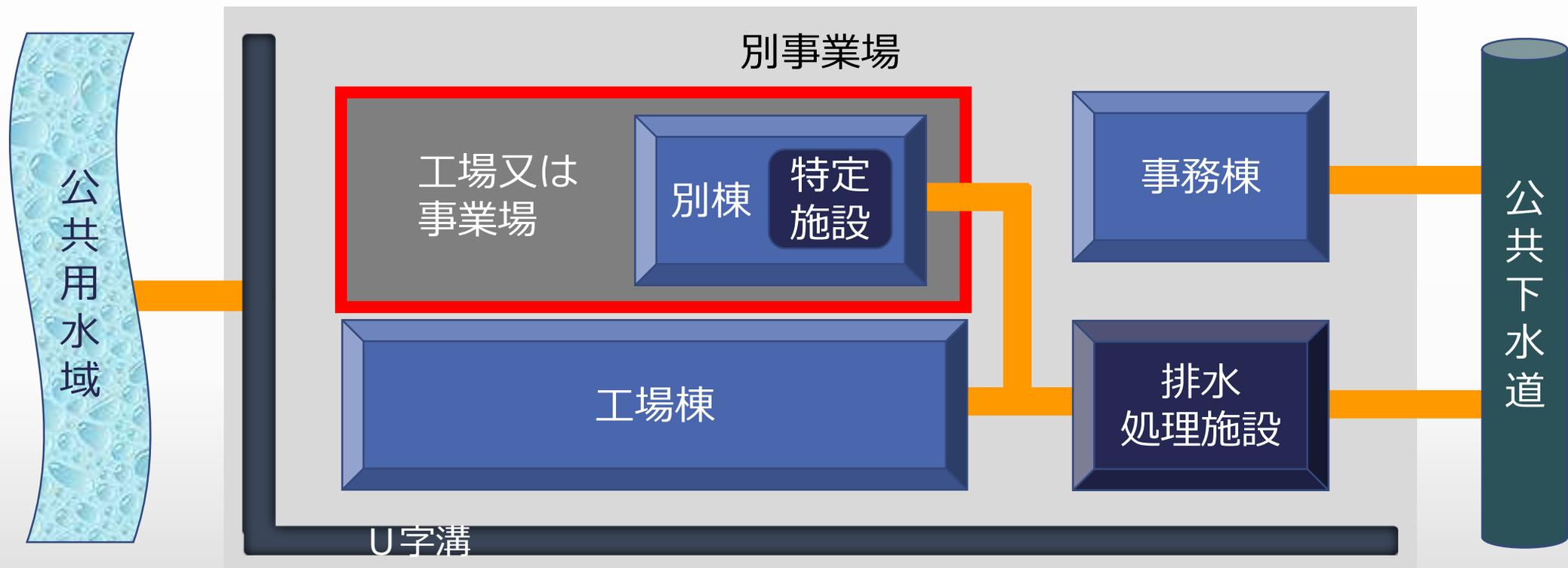
「工場又は事業場から公共用水域に水を排出する」の非該当例【その2】



Ⅱ-2 設置届【6/14】

第5条第1項

「工場又は事業場から公共用水域に水を排出する」の非該当例【その3】



Ⅱ-2 設置届【7/14】

第5条第2項

「設置届出義務者（第5条第2項）」

「工場又は事業場」から「地下」に「有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）」を浸透させる者

届出義務が生じるのは、汚水等を「意図的」に浸透させる者に限られる

Ⅱ-2 設置届【8/14】

第5条第2項

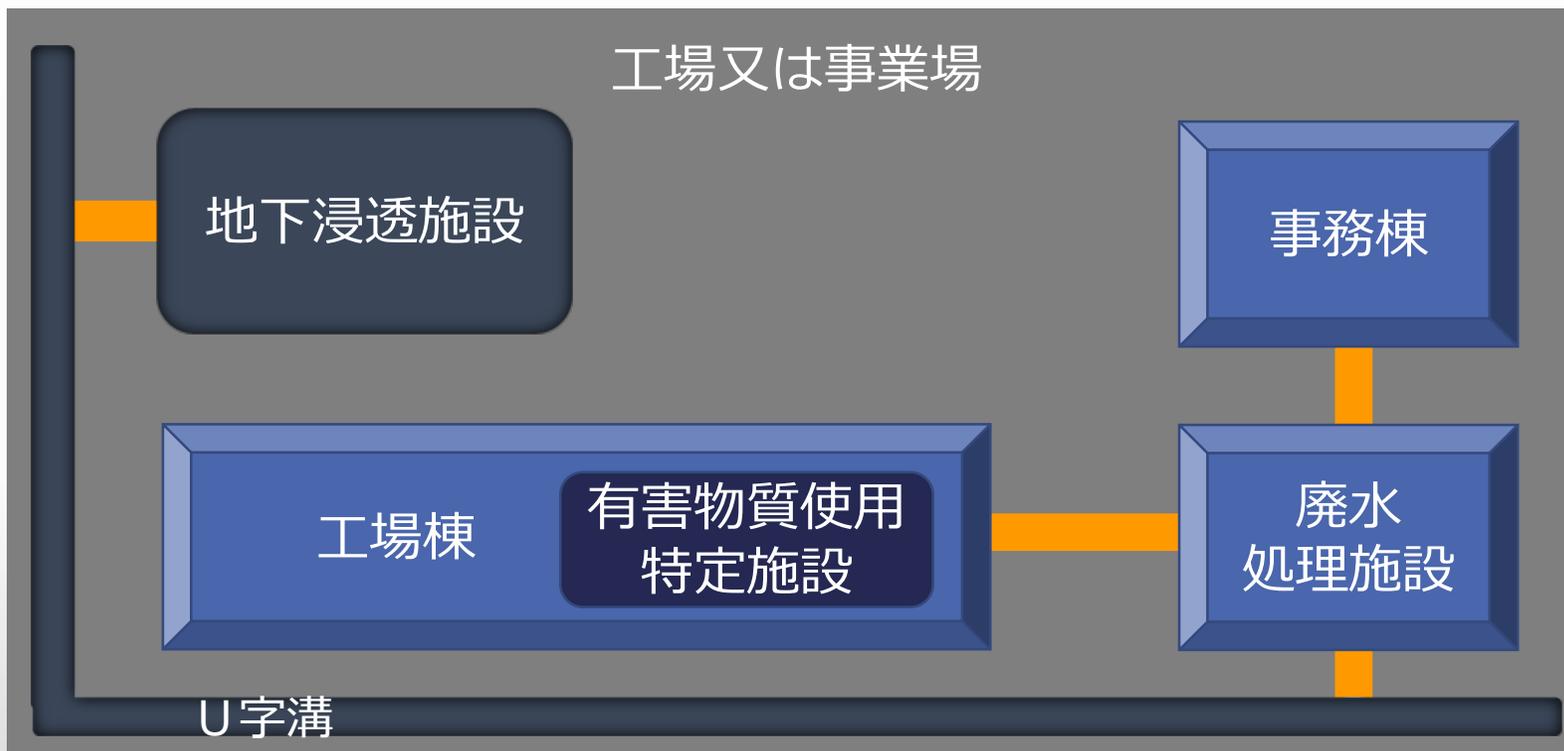
「地下に有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）を浸透させる」のイメージ図



Ⅱ-2 設置届【9/14】

第5条第2項

「地下に有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）を浸透させる」の該当例



Ⅱ-2 設置届【10/14】

第5条第3項

「設置届出義務者（第5条第3項）」

「有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く）」 「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとする者

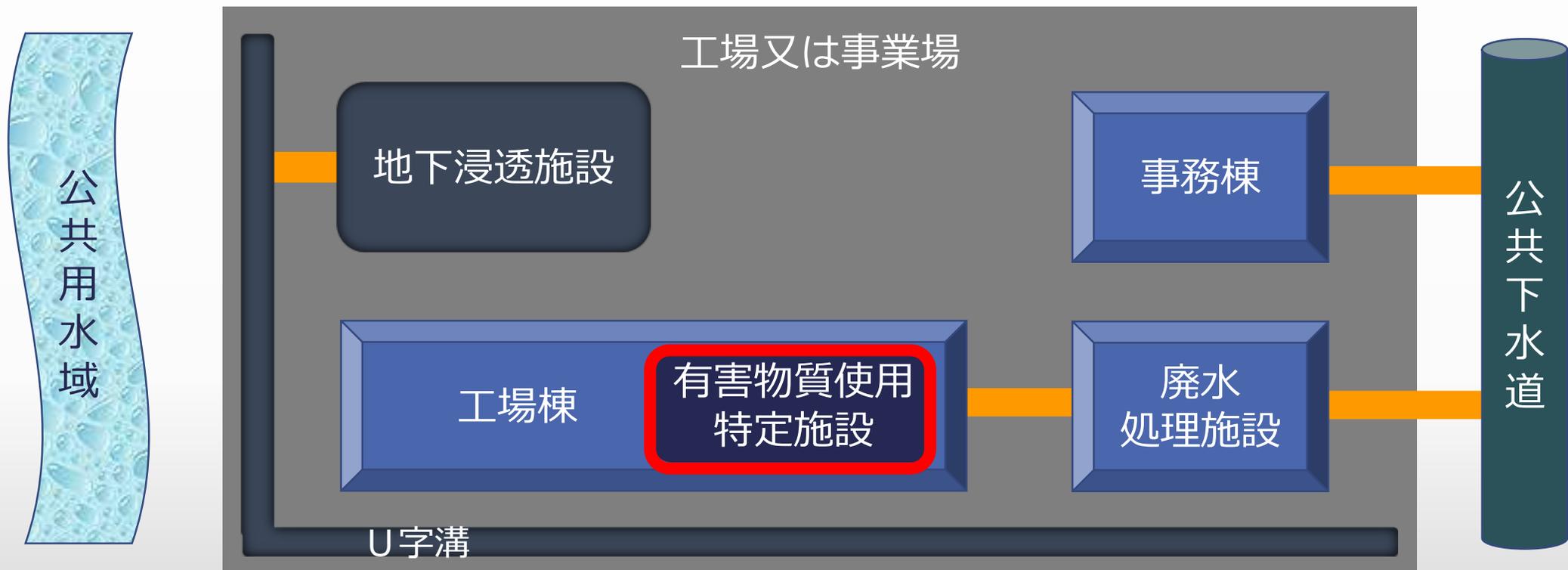
「有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く）」とは？

第5条第1項, 第2項の届出義務の無い「工場又は事業場」に設置される「有害物質使用特定施設」

Ⅱ-2 設置届【11/14】

第5条第3項

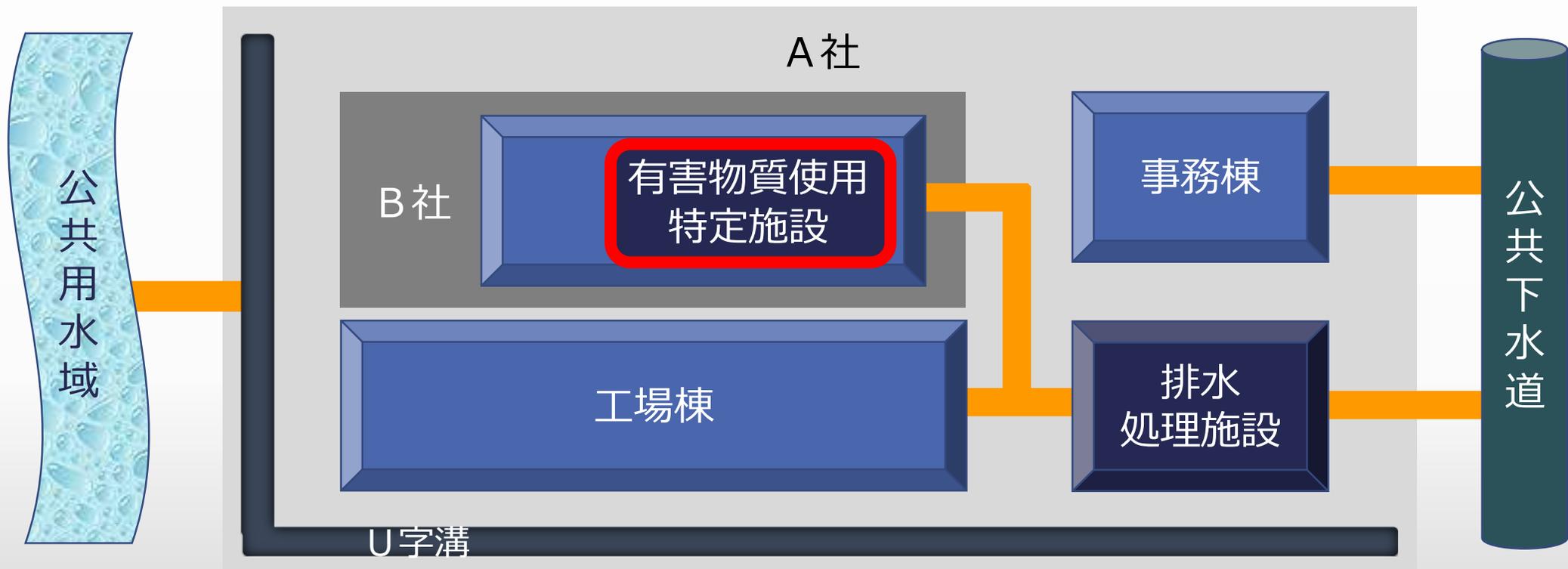
「有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く）」の該当例【その1】



Ⅱ-2 設置届【12/14】

第5条第3項

「有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く）」の該当例【その2】



Ⅱ-2 設置届【13/14】

「設置しようとするとき」の「設置」の該当例

- 新たに「特定施設」を据え付ける場合
- 既存の「一般施設」を用途変更して「特定施設」とする場合
- 既存の「特定施設」を用途変更して「別種類の特定施設」とする場合
- 既存の「特定施設」を更新する場合（更新の程度による）

Ⅱ-2 設置届【14/14】

「設置しようとするとき」の「とき」の考え方

特定施設の計画変更命令の対象となる範囲に着手するとき

計画変更命令時に容易に対応できる状態のときが望ましい

- 機械・設備的なもの：据付工事着手時
- 建築・建設的なもの：基礎工事着手時

Ⅱ-3 構造等変更届【1/2】

「変更しようとするとき」の該当例

- 「特定施設」の構造の変更（更新は除く）
- 「特定施設」で使用する材料，「特定施設」の運転方法の変更
- 「排水処理施設」の改善，使用薬剤等の変更
- 特定事業場の給排水系統の変更
- 特定事業場の排出水の汚染状態・量の変更

Ⅱ-3 構造等変更届【2/2】

次の解釈は正しいでしょうか？

◆既存の施設を、別の部屋に移設することになったため、設置場所の変更届を届け出ることとした

➡不正解「既存施設の使用廃止届と新しい設置場所での設置届が必要である」

◆特定事業場の敷地の一部に新棟を建設することとなったが、当該棟には特定施設が無いため、届出は不要と判断した

➡不正解「特定施設が無いため、設置届は不要であるが、新棟建設に伴い、特定事業場の排水系統の変更が生じることから、構造等変更届が必要である」

Ⅱ-4 使用廃止届【1/2】

「使用を廃止したとき」の該当例

- 当該特定施設の使用を永久に停止した場合
- 当該特定施設の用途変更によりその種類を変更した場合

Ⅱ-4 使用廃止届【2/2】

次の解釈は正しいでしょうか？

◆その特定施設は、使用の予定はないが、撤去せずに存置しているため、
使用廃止届の必要はない

➡不正解「施設の物理的な撤去等関係なく、使用の実態で判断する」

Ⅱ-5 実施制限制度

水濁法第9条

「実施制限」制度の概要

第5条第1項・第2項, 第7条の届出をした者は,

- a. **届出受理後60日を経過した後**
- b. **つくば市長の「計画変更命令の審査」が終了後**

のいずれかでなければ, 設置・変更を実施してはならない

Ⅱ-6 届出に関する諸規定

「届出者」

- 届出義務者は、「人（**個人**、**法人**）」である
- 法人の場合は、自然人である「法人の代表者」が届出を行う

「届出部数」

現在は**2**部（1部は返却用）

Ⅲ 排水規制等に関する解説

Ⅲ 排水規制等に関する解説

1. 排水規制制度
2. 排出水等の測定義務
3. 事故時の措置

Ⅲ-1 排水規制制度【1/9】

水濁法第12条第1項

「排出水の排出」の制限【その1】

- 「排水規制」は、「排出水を**排出する者**」**全て**に適用
 - 「生活環境項目」は、一定以上の排出水の量を排出する者にのみ適用
- 「排水規制」は、「特定事業場の**排水口**」の排出水に適用
 - 「排水口」が複数ある場合は、各排水口に適用される
 - 「排水口」とは、人工のものに限らず、排出水を排出する場所をいう

Ⅲ-1 排水規制制度【2/9】

排水規制物質（有害物質**28**種）一覧

C d	C N	有機リン	P b	C r 6+
A s	H g	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	S e	B	F
N H ₄ 類	1,4-ジオキサン	塩化ビニルモノマー		

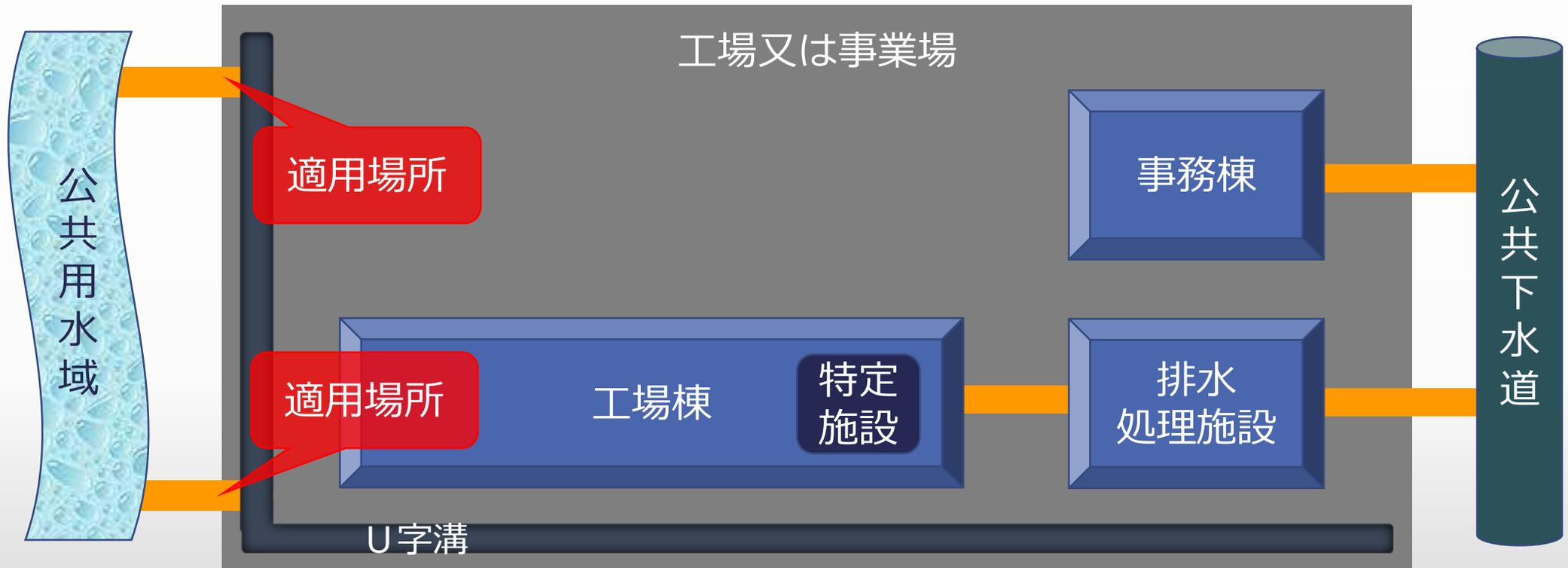
Ⅲ-1 排水規制制度【3/9】

排水規制物質（生活環境項目**15**種）一覧

p H	B O D	C O D（つくば市適用外）
S S	N－ヘキサン（鉱油類）	N－ヘキサン（動植物油類）
フェノール類	C u	Z n
F e	M n	C r
大腸菌群数	N（小貝川流域適用外）	P（小貝川流域適用外）

Ⅲ-1 排水規制制度【4/9】

「排水規制が適用される排水口」の例



Ⅲ-1 排水規制制度【5/9】

水濁法第12条第1項

「排出水の排出」の制限【その2】

- 「排水規制」の「基準値」は、「事業場の**水域**」「排出水の**量**」ごとに定められている
 - 「基準値」は、法の「一律排水基準値」と県条例の「上乘基準値」がある
 - 「排出水の**量**」の算定には、天然現象に伴う「**雨水**」「湧水」等は含まない

Ⅲ-1 排水規制制度【6/9】

つくば市における排水規制の概略

		霞ヶ浦水域	利根川水域	
		霞ヶ浦流域	牛久沼流域	小貝川流域
有害物質	排水量	全て	全て	全て
	基準値	上乘あり	一律排水基準	一律排水基準
生活環境項目	排水量	10m ³ /日以上 (pHは20m ³ /日以上)	30m ³ /日以上	30m ³ /日以上 (N, Pは未規制)
	基準値	上乘あり	上乘あり	上乘あり

Ⅲ-1 排水規制制度【7/9】

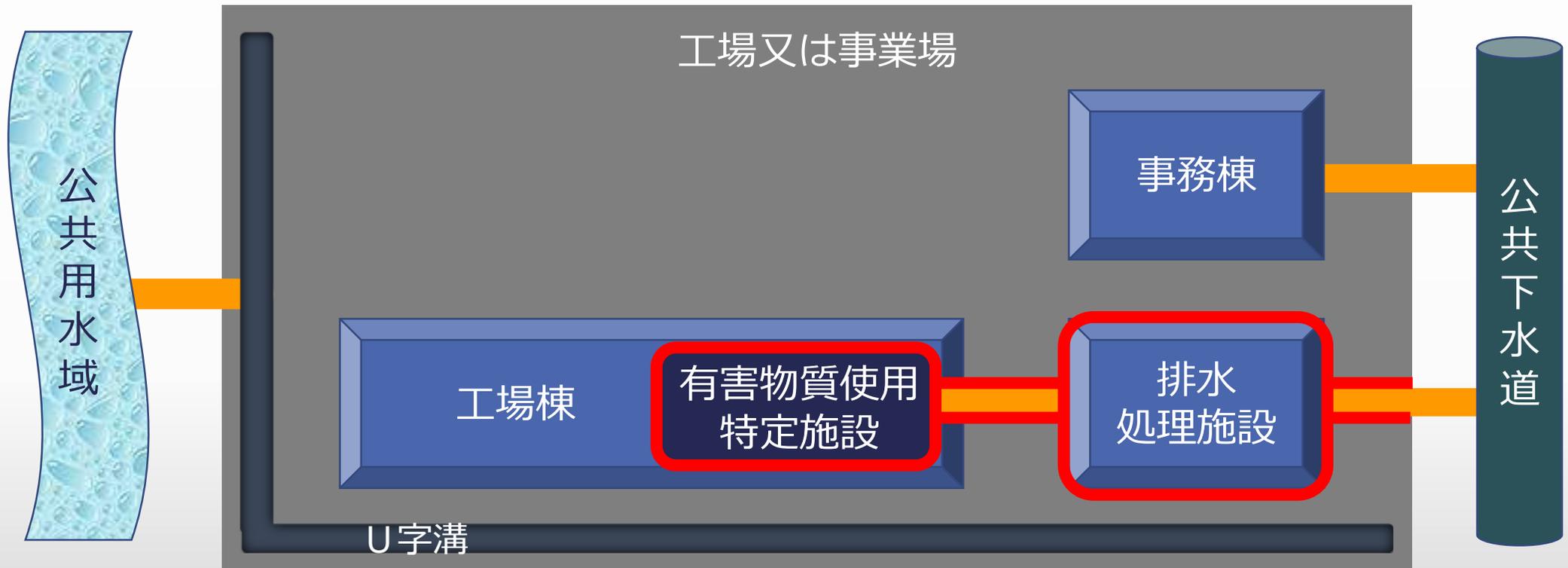
水濁法第12条の3

「地下浸透水の浸透」の制限【その1】

- 「浸透規制」は、「有害物質使用特定施設を設置する事業場から水を**排出する者**」及び「有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）を**浸透させる者**」全てに適用
- 「浸透規制」は、「有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）」のみに適用

Ⅲ-1 排水規制制度【8/9】

「浸透規制が適用される場所」の例



Ⅲ-1 排水規制制度【9/9】

水濁法第12条の3

「地下浸透水の浸透」の制限【その2】

- 「浸透規制」は、**意図的・非意図的を問わず**に適用
- 「浸透規制」の「基準値」は、「**有害物質が検出されないこと**」と定められている
 - 「有害物質が検出されないこと」とは、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」で検定し、当該方法で定める数値以上の有害物質が検出されないこと

Ⅲ-2 排水水等の測定義務【1/3】

水濁法第14条

「測定義務・結果の記録・保管の義務の対象」

- 「公共用水域へ排出する特定事業場の**全ての排水口の水**」
 - なお、雨水のみを排水している排水口については、社会通念上、排水水が汚染されていることは無いため、測定義務は生じないこととしている
- 「地下へ浸透する有害物質使用特定施設の汚水等を含む水（処理した水を含む）」

Ⅲ-2 排水水等の測定義務【2/3】

水濁法第14条

「測定項目」

- 「排水水」「浸透水」に**含有するおそれのある物質**
 - 特定施設以外で使用している物質についても測定義務が生じる
 - 具体的には、法第5条の設置届において、「排水水」「地下浸透水」の汚染状態に記載する必要のある物質（別紙4，別紙10に記載した物質）

Ⅲ-2 排水水等の測定義務【3/3】

水濁法第14条

「測定頻度」

- **1年に1回以上**（水濁法）
- 上乗せ規定あり（県条例）
 - 有害物質は、「1月に1回以上」
 - 生活環境項目は、流域・排水量に応じて「6月に1回以上」～「1週に1回以上」

Ⅲ-3 事故時の措置【1/2】

水濁法第14条の2

「事故時の措置（応急措置，届出）の対象者」

- **特定事業場**の設置者
- 指定施設を設置する工場又は事業者（=**指定事業場**）
 - 「指定施設」とは，特定施設以外で有害物質を貯蔵・使用する施設，指定物質（現在56物質）を製造・貯蔵・使用・処理する施設
- 貯油施設を設置する工場又は事業者（=**貯油事業場**）

Ⅲ-3 事故時の措置【2/2】

水濁法第14条の2

「事故時」の定義

	公共用水域への排出	地下への浸透
特定事業場	「有害物質を含む水」・「生活環境項目基準に適合しない水」により「健康被害」「生活環境の被害」のおそれ	「有害物質を含む水」により「健康被害」「生活環境の被害」のおそれ
指定事業場	「有害物質を含む水」・「指定物質を含む水」により「健康被害」「生活環境の被害」のおそれ	「有害物質を含む水」・「指定物質を含む水」により「健康被害」「生活環境の被害」のおそれ
貯油事業場	「油を含む水」により「生活環境の被害」のおそれ	「油を含む水」により「生活環境の被害」のおそれ

IV 有害物質使用特定施設等 の構造等基準と定期点検 の解説

IV 構造等基準と定期点検の解説

1. 基本的事項
2. 構造基準・点検の対象
3. 構造基準・点検方法の具体的事項

IV-1 基本的事項【1/10】

「構造等基準」とは？

有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための「構造・設備」
「使用の方法」に関する基準

「定期点検」とは？

定期的な「点検」 「結果の記録」 「記録の保存」

IV-1 基本的事項【2/10】

「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その1】

項目	基準	構造等基準	定期点検基準
○○○○	A-1	堅牢	年に1回以上
	A-2	中間	半年に1回以上
	B-1	脆弱	月に1回以上

構造等基準と定期点検の**組み合わせ**を変えることは不可

IV-1 基本的事項【3/10】

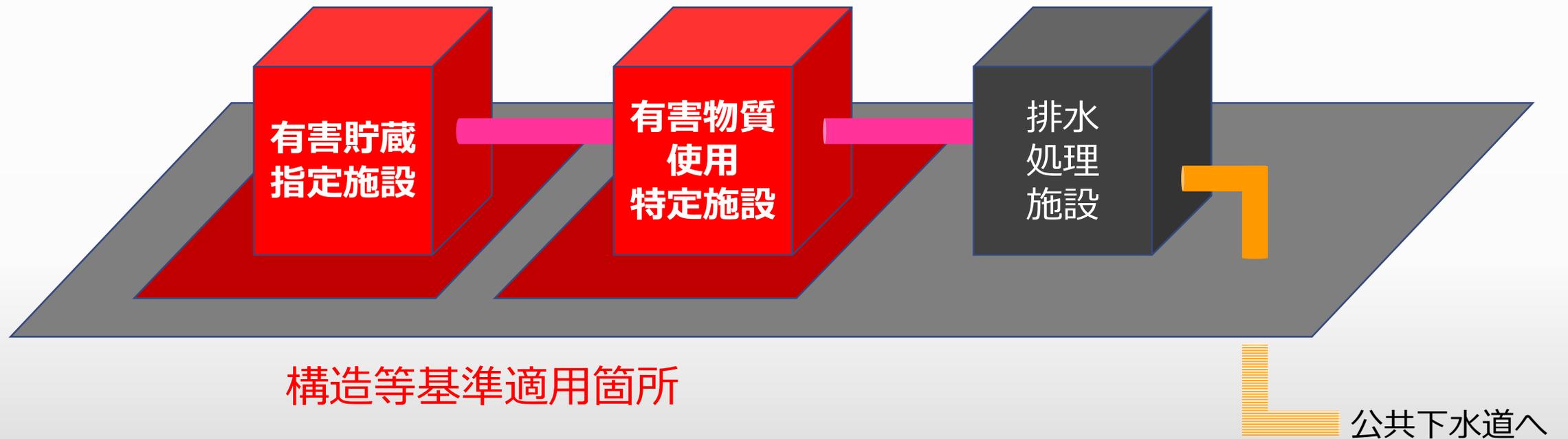
「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その2】

	新設（平成24年6月1日以降）	既設（平成24年5月31日以前）
A基準	○	○
B基準	不可	○

「C基準」は、平成27年5月31日までの暫定基準のため、**現在は不可**

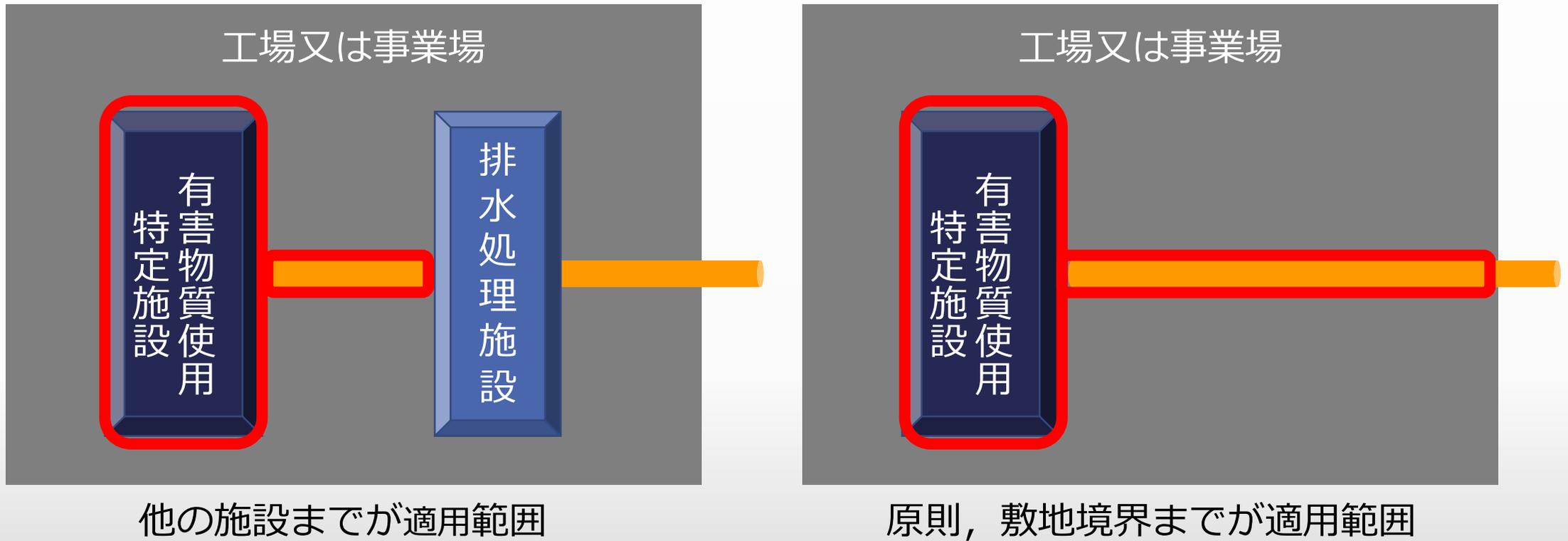
IV-1 基本的事項【4/10】

「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その3】



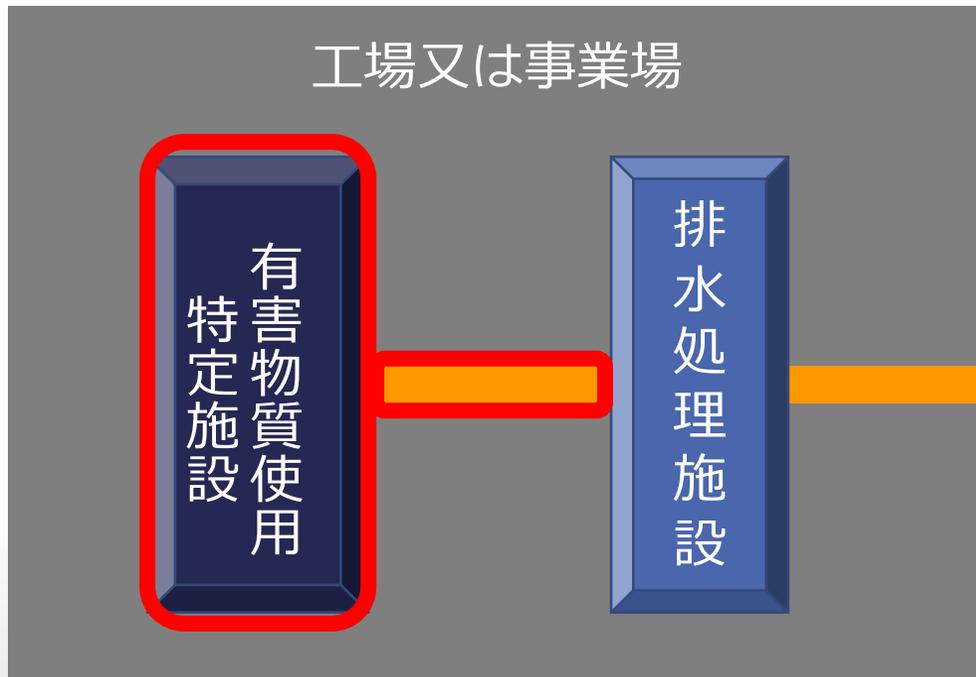
IV-1 基本的事項【5/10】

「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その4】

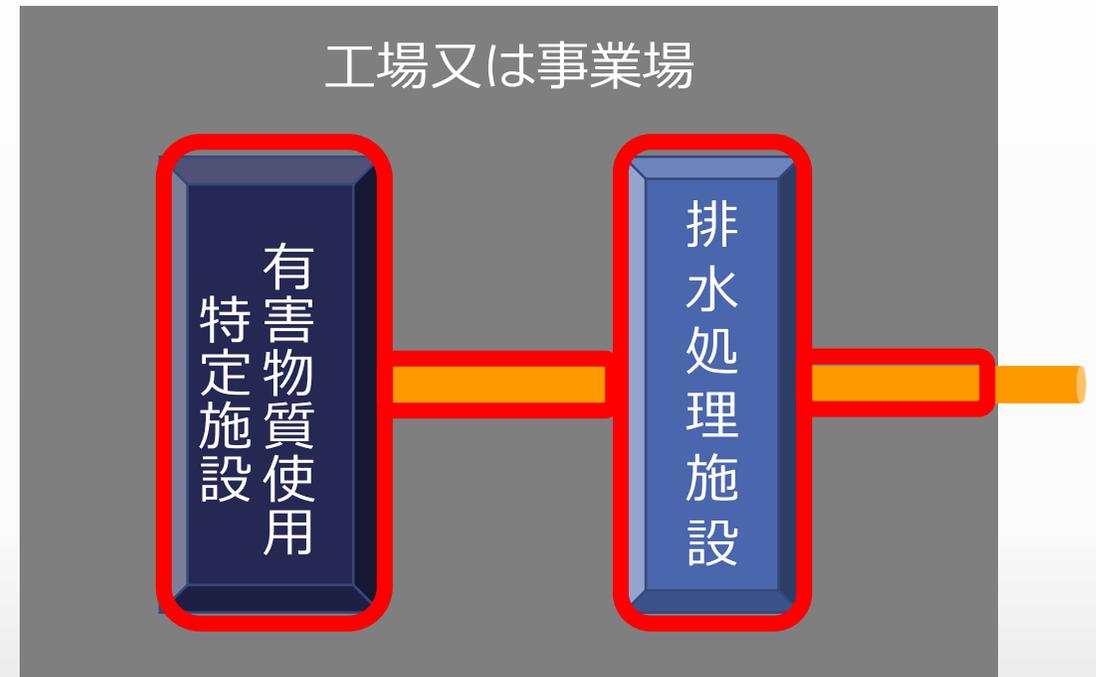


IV-1 基本的事項【6/10】

参考：「構造等基準と定期点検」と「地下浸透規制」



構造等基準適用箇所



地下浸透規制適用箇所

IV-1 基本的事項【7/10】

「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その5】

分類	適用範囲
施設	施設本体, 付帯配管, 周囲床面, 防液堤等
配管等	配管本体, 継手類, フランジ類, バルブ類, ポンプ設備等
排水溝等	排水溝, 排水管, 排水ます, 排水ポンプ等

なお、適用範囲のうち、有害物質を直接使用しない「施設」、有害物質を含む水が流れない「配管等」「排水溝等」は、**対象外**

IV-1 基本的事項【8/10】

「構造等基準と定期点検」の基本ルール【その6】

項目	適用範囲
施設	施設本体, 付帯配管 , 周囲床面, 防液堤等
配管等	配管本体 , 継手類, フランジ類, バルブ類, ポンプ設備等
排水溝等	排水溝, 排水管 , 排水ます, 排水ポンプ等)

管形状の設備は、いずれの項目にも該当範囲が存在するため、注意が必要

IV- 1 基本的事項【9/10】

「定期点検の記録事項」

- 任意の**点検要領**に基づき、次の6項目を記録

1：点検対象施設	2：点検年度・日時	3：点検者名・責任者印
4：点検個所（図示等）	5：点検方法	6：点検結果・対応

- 異常が確認された場合は、「処置内容」「修繕結果」も記録
- 「**点検要領**」と「**記録表**」の**作成・準備がポイント**

IV- 1 基本的事項【10/10】

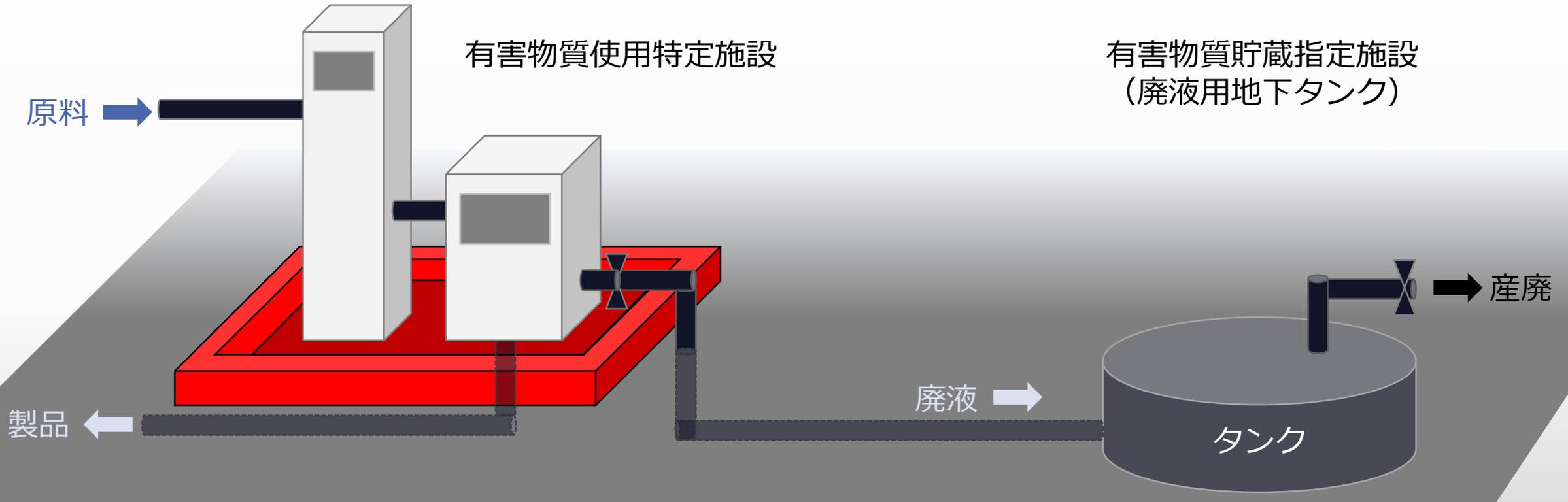
「定期点検の記録の保存」

- **3年間**以上（可能な限り長期保存）
- 他法令・自社規定等による結果を流用する場合は、保存方法を工夫

IV-2

構造基準・点検の対象【1/6】

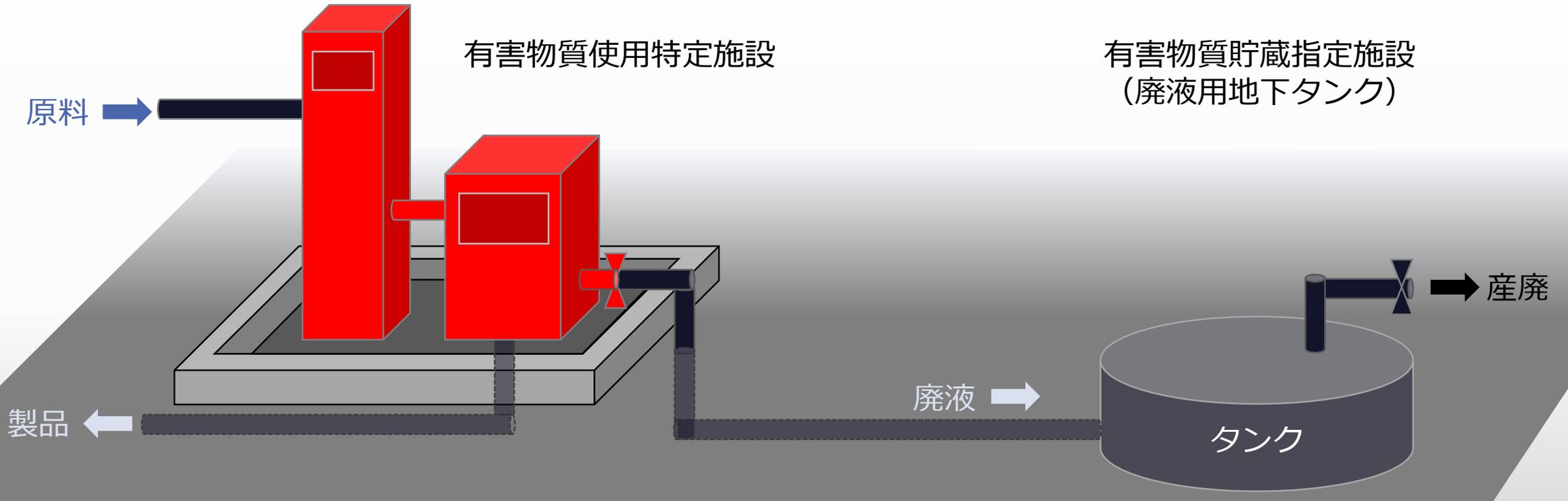
イメージ図：「**床面及び周囲**」



IV-2

構造基準・点検の対象【2/6】

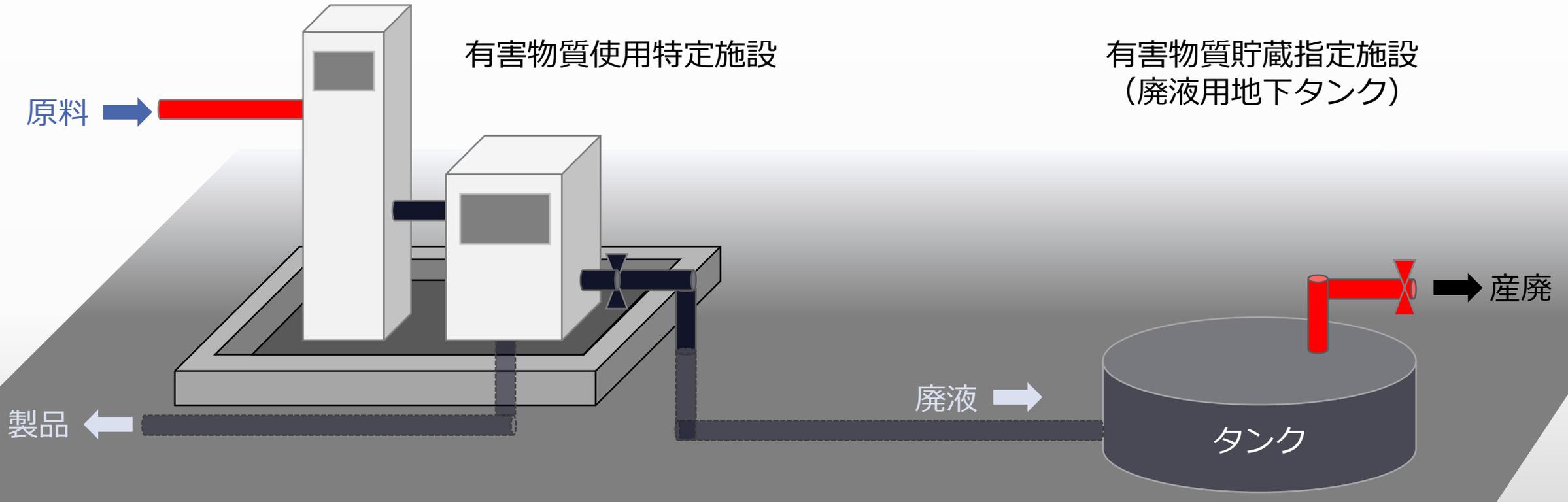
イメージ図：「施設本体」



IV-2

構造基準・点検の対象【3/6】

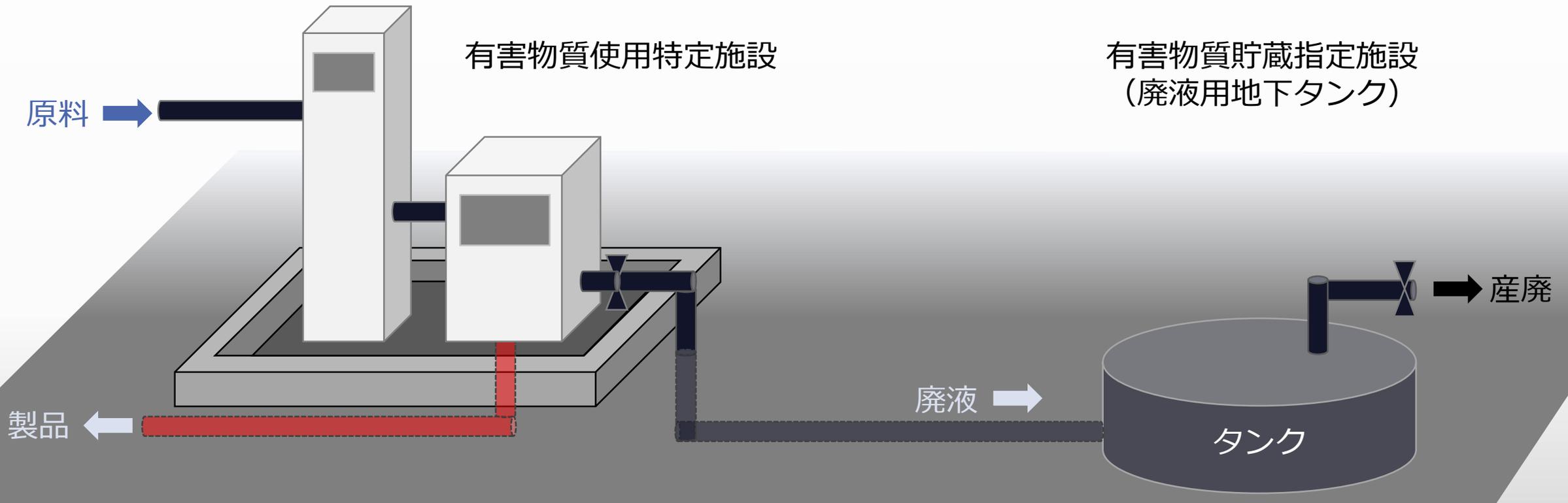
イメージ図：「地上配管等」



IV-2

構造基準・点検の対象【4/6】

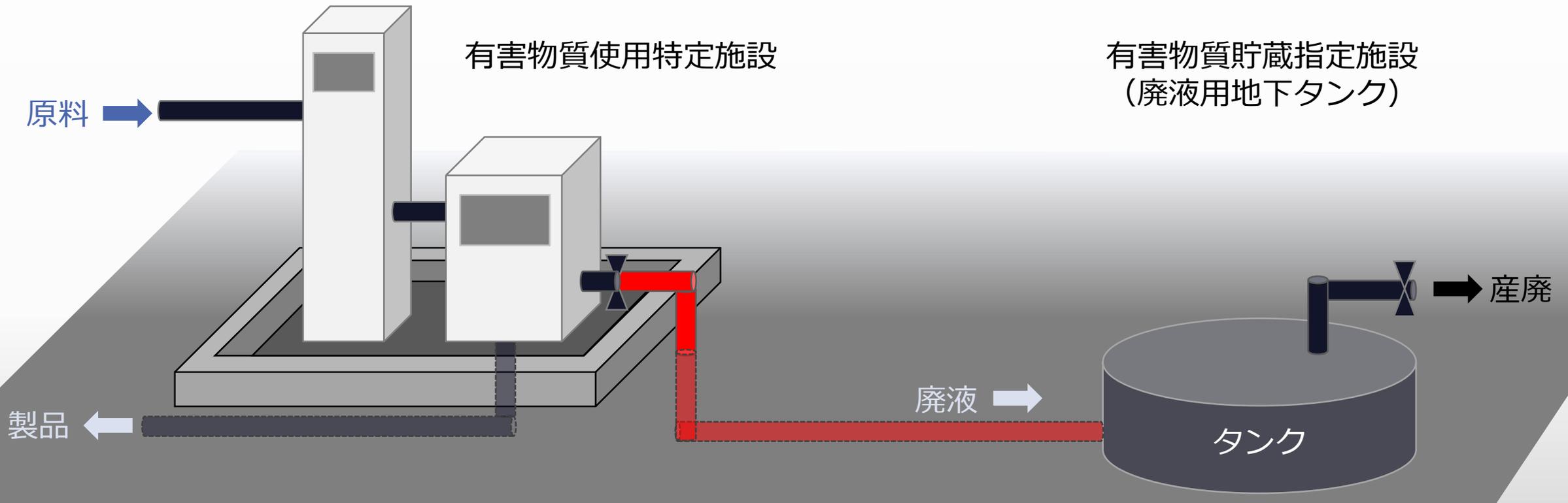
イメージ図：「地下配管等」



IV-2

構造基準・点検の対象【5/6】

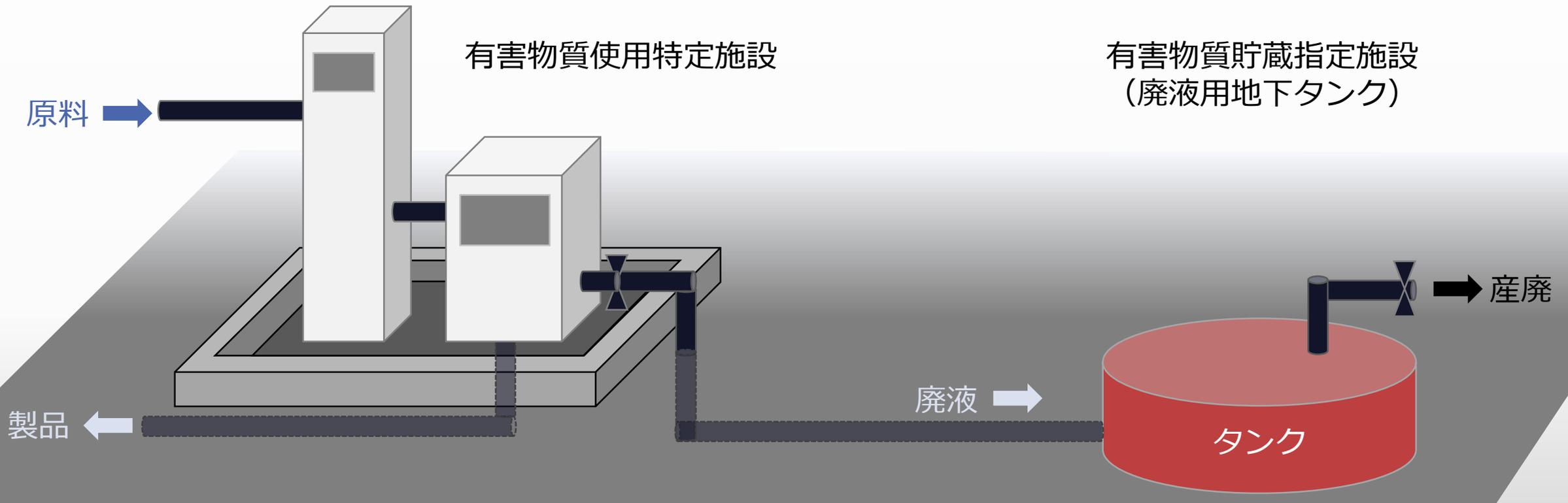
イメージ図：「排水溝等」



IV-2

構造基準・点検の対象【6/6】

イメージ図：「地下貯蔵施設」



IV-3-1 床面及び周囲【1/4】

「床面及び周囲」の範囲（「地下貯蔵施設」は適用外）

- 「床面」とは？

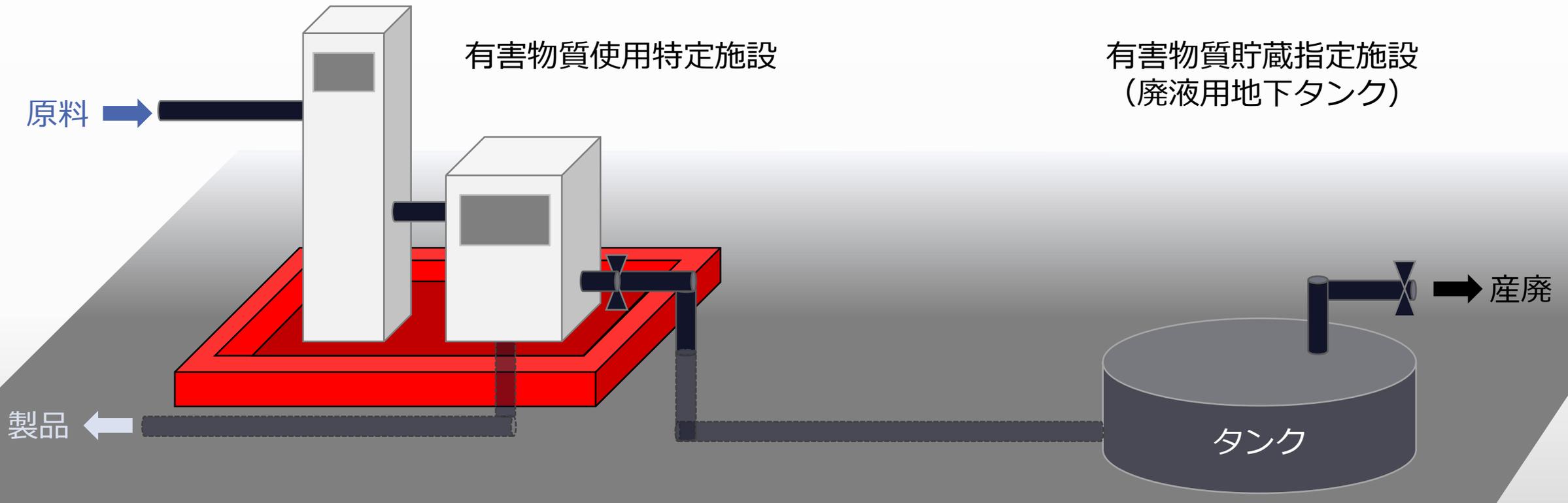
有害物質使用特定施設等の**本体の下部**

- 「周囲」とは？

当該施設の稼働及び関連する作業によって**流出が想定される範囲**

IV-3-1 床面及び周囲【2/4】

イメージ図：「**床面及び周囲**」



IV-3-1 床面及び周囲【3/4】

「床面及び周囲」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
A	(必須) 床面が「不浸透性」を有する材料による構造であること	破損等の異常確認: 床面・周囲	目視	1年に1回以上
	(任意) 床面が「耐薬品性」「不浸透性」を有する材質で被覆されていること	破損等の異常確認: 流出防止構造	目視	1年に1回以上
	(必須) 周囲が防液堤・側溝・ためます等の流出を防止する構造であること			
	2 (必須) A1と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度
3 (必須) 床下の構造が床面からの漏洩を日常的に目視できる構造であること	漏洩確認: 階下天井部	目視	1月に1回以上	
B	【施設本体が床面に接して設置されている場合】	破損等の異常確認: 底面を除く床面・周囲	目視	1年に1回以上
	1 (必須) 施設本体の底面以外の床面及び周囲が「A1基準」であること	破損等の異常確認: 流出防止構造	目視	1年に1回以上
	(必須) 施設本体からの漏洩等を検知する装置が適切に配置されていること	漏洩確認: 施設本体の底面部分	検知装置	1月に1回以上
	【施設本体が床面から離して設置されている場合】	破損等の異常確認: 底面を除く床面・周囲	目視	1年に1回以上
	2 (必須) 施設本体の底面以外の床面及び周囲が「A1基準」であること	破損等の異常確認: 流出防止構造	目視	1年に1回以上
		漏洩確認: 施設本体の底面部分	目視	1月に1回以上

IV-3-1 床面及び周囲【4/4】

「床面及び周囲」の対応事例

- 研究所の洗浄施設の流出防止対策
 - 実験室全体を防液堤とみなし，出入口のみ対策（吸収マット常設等）
 - 洗浄瓶の容量しか流出しないので，施設近傍に吸収タオルを設置
（ただし，有害物質の性状に合致した吸収材であること）
 - 2階以上に設置された特定施設について，その下階が日常的に使用されているため，下階天井の点検を月に1回とし，流出防止対策を省略

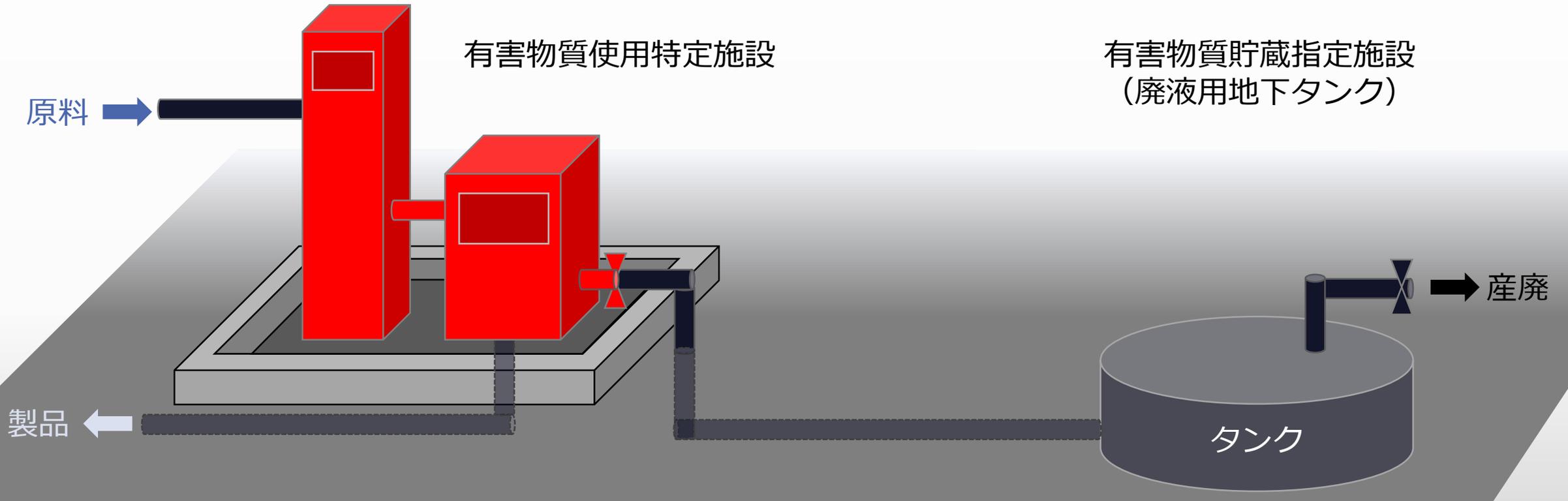
IV-3-2 施設本体【1/3】

「施設本体」の範囲（「地下貯蔵施設」は適用外）

- 有害物質使用特定施設等の施設本体
- 有害物質使用特定施設等の施設本体に組み込まれた配管類

IV-3-2 施設本体【2/3】

イメージ図：「施設本体」



IV-3-2 施設本体【3/3】

「施設本体」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
【構造基準なし】		【「床面及び周囲」がA基準の場合】		
		破損等の異常確認:施設本体	目視	1年に1回以上
		漏洩確認:施設本体	目視	1年に1回以上
		【「床面及び周囲」がB基準の場合】		
		破損等の異常確認:施設本体	目視	1年に1回以上
		漏洩確認:施設本体の底面部分	検知装置又は目視	1月に1回以上

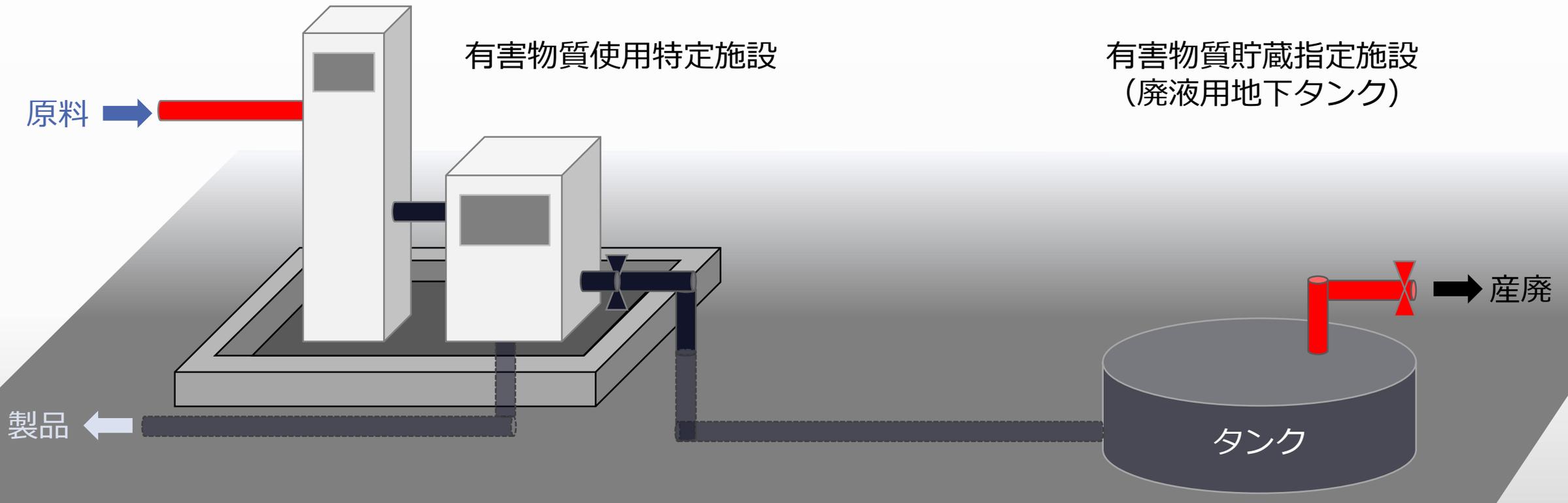
IV-3-3 地上配管等【1/4】

「地上配管等」の範囲

- 有害物質使用特定施設等に付帯し、**GLより上**に設置される次のもの
配管本体，継手類，フランジ類，バルブ類，ポンプ設備等

IV-3-3 地上配管等【2/4】

イメージ図：「地上配管等」



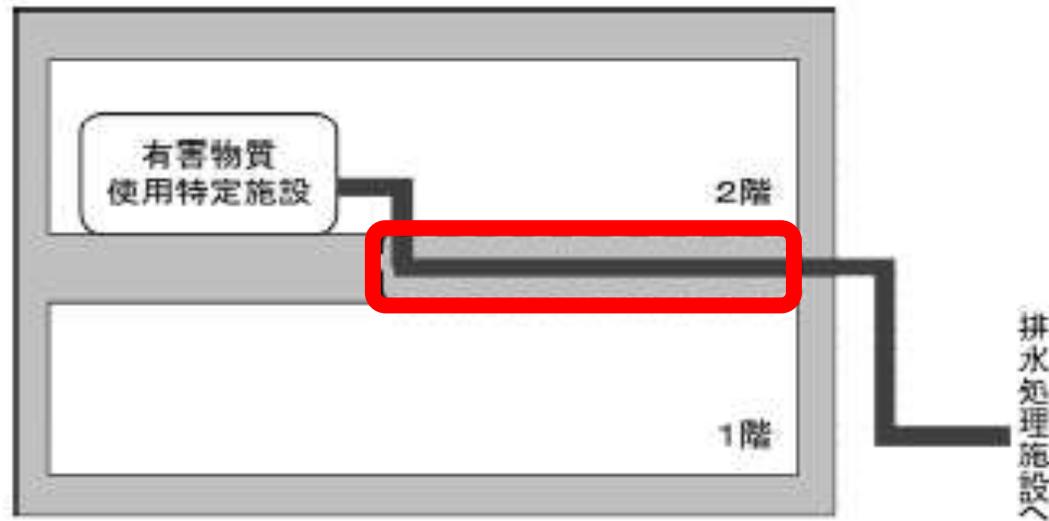
IV-3-3 地上配管等【3/4】

「地上配管等」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
A	(必須) 漏洩を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 配管外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること	【一般的な構造の場合】		
		破損等の異常確認: 配管等	目視	1年に1回以上
		漏洩確認: 配管等	目視	1年に1回以上
		【床下設置で下部に点検可能な空間がある場合】		
		破損等の異常確認: 下部の天井部分	目視	1年に1回以上
		漏洩確認: 下部の天井部分	目視	1年に1回以上
2	(必須) 漏洩が目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されていること	破損等の異常確認: 配管等	目視	1年に1回以上
		漏洩確認: 配管等	目視	1年に1回以上
B	(必須) 漏洩を目視できるよう設置されていること	破損等の異常確認: 配管等	目視	6月に1回以上
		漏洩確認: 配管等	目視	6月に1回以上

IV-3-3 地上配管等【4/4】

イメージ図：床下設置で下部に点検可能な空間がある場合



赤枠の配管部分については、
1階から天井部を目視点検を行う

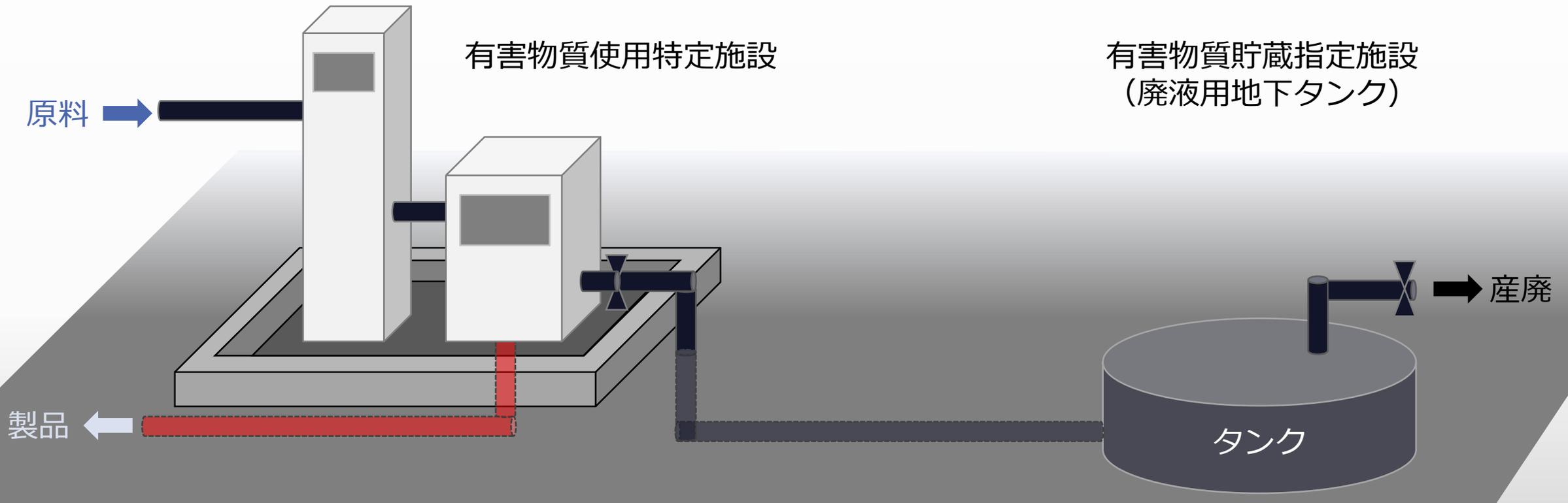
IV-3-4 地下配管等【1/3】

「地下配管等」の範囲

- 有害物質使用特定施設等に付帯し、**GLより下**に設置される次のもの
配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等
- ただし、漏洩が**容易に目視**できる状態で設置されている場合は、「地上配管等」が適用

IV-3-4 地下配管等【2/3】

イメージ図：「地下配管等」



IV-3-4 地下配管等【3/3】

「地下配管等」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
A	(必須) トレンチ内に設置されていること (必須) トレンチの底面・側面が、「不浸透性」を有する材料による構造であること (任意) トレンチの底面の表面が、「不浸透性」「耐薬品性」を有する材質で被覆されていること	破損等の異常確認:配管等	目視	1年に1回以上
		漏洩確認:配管等	目視	1年に1回以上
		破損等の異常確認:トレンチ	目視	1年に1回以上
	2	(必須) 漏洩を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 配管外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること	破損等の異常確認:配管等	配管等の内部の気体 圧力又は水位変動の 確認で行う場合
B	(必須) トレンチ内に設置されていること	破損等の異常確認:配管等	目視	6月に1回以上
		漏洩確認:配管等	目視	6月に1回以上
		破損等の異常確認:トレンチ	目視	6月に1回以上
	2	(必須) 「配管等からの漏洩等を検知する装置」又は「配管等の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	漏洩確認:配管等	検知装置
			検知装置(有害物質濃度を測定する場合)	3月に1回以上

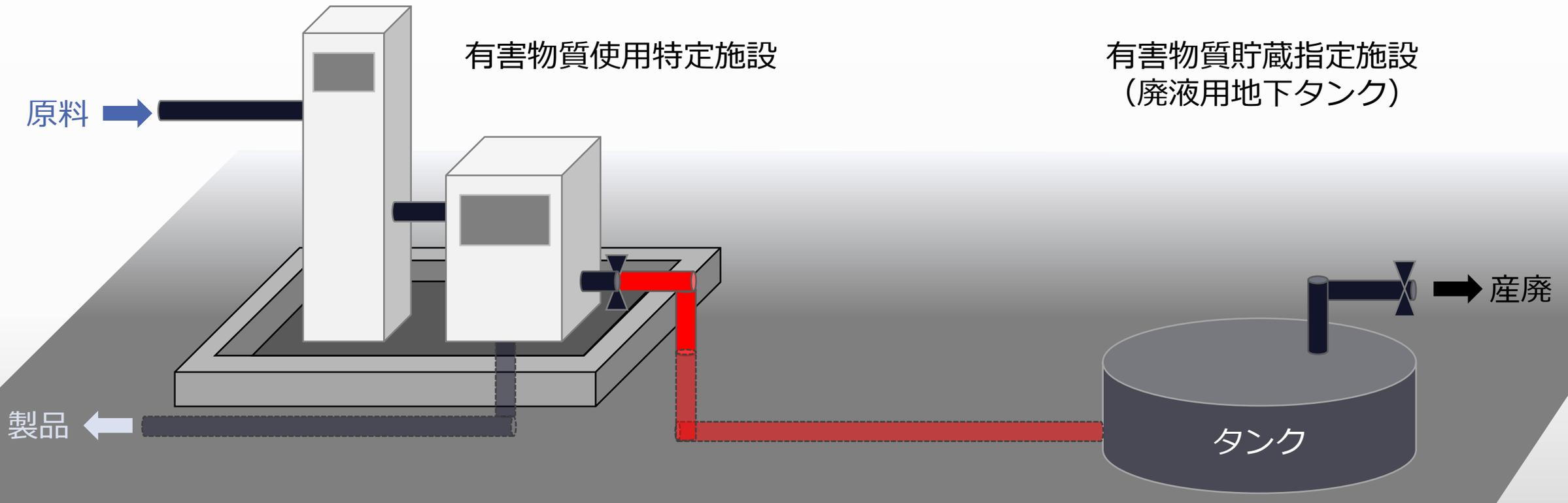
IV-3-5 排水溝等【1/3】

「排水溝等」の範囲

- 有害物質使用特定施設等に付帯する**排水系統の設備**で次のもの
排水溝，排水ます，排水ポンプ等
- ただし，管形状の場合は，「地上・地下配管等」の適用も可能

IV-3-5 排水溝等【2/3】

イメージ図：「排水溝等」



IV-3-5 排水溝等【3/3】

「排水溝等」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
A 1	(必須) 地下への浸透を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 排水溝表面が「耐薬品性」「不浸透性」を有する材質で被覆されていること	【一般的な構造の場合】 破損等の異常確認: 排水溝等	目視	1年に1回以上(※3) →条件により緩和
		【床下設置で下部に点検可能な空間がある場合】 破損等の異常確認: 下部の天井部分	目視	1年に1回以上
B 1	(必須) 「排水溝等からの漏洩等を検知する装置」又は「排水溝等の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	破損等の異常確認: 排水溝等	目視	6月に1回以上
		漏洩確認: 排水溝等	検知装置	1月に1回以上
			検知装置(有害物質濃度を測定する場合)	3月に1回以上

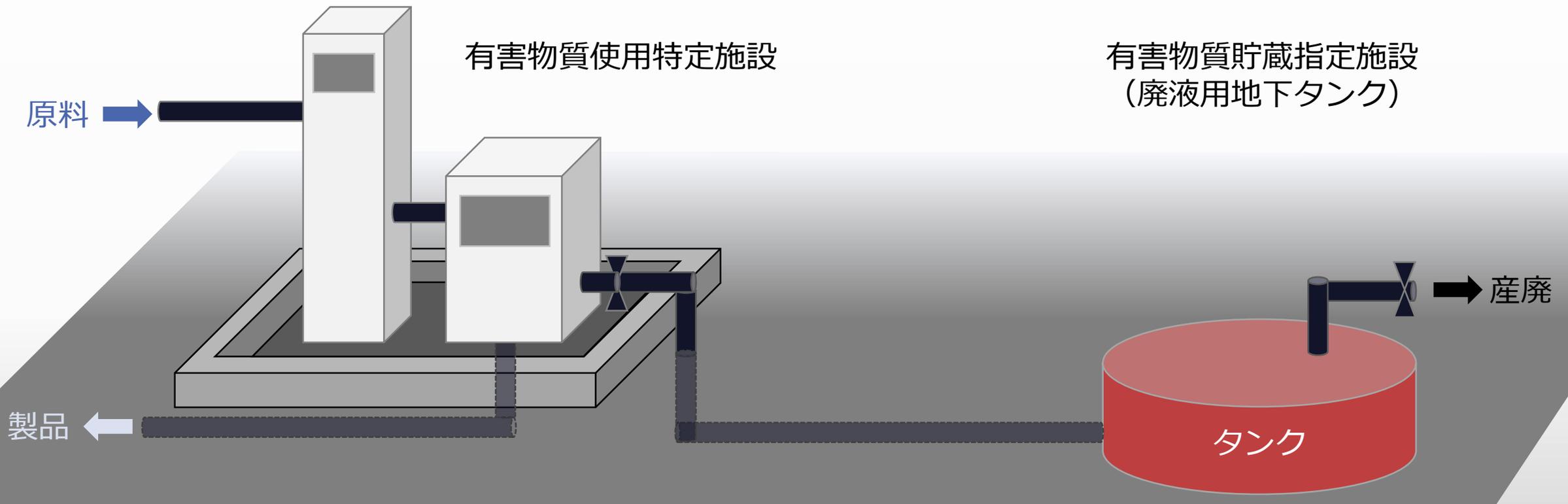
IV-3-6 地下貯蔵施設【1/3】

「地下貯蔵施設」の範囲

- **GLより下**に設置された有害物質貯蔵指定施設の本体
- ただし、人が容易に入ることができる場所に設置されている場合は、
「施設本体」が適用
- 付帯する配管等は、「地上・地下配管等」が適用

IV-3-6 地下貯蔵施設【2/3】

イメージ図：「地下貯蔵施設」



IV-3-6 地下貯蔵施設【3/3】

「地下貯蔵施設」の構造基準と点検基準

基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
A	(必須) 「タンク室内設置」又は「二重殻構造」等であること (任意) 貯蔵施設の外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること (必須) 貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること	破損等の異常確認:貯蔵施設	貯蔵施設の内部の気体圧力又は水位変動の確認で行う場合	1年に1回以上(※4) →条件により緩和
			上記以外の方法で行う場合	方法に応じた頻度
B	(必須) 貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること (必須) 「貯蔵施設からの漏洩等を検知する装置」又は「貯蔵施設の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	漏洩確認:貯蔵施設	検知装置	1月に1回以上
			検知装置(有害物質濃度を測定する場合)	3月に1回以上
B	(必須) 貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること (必須) 貯蔵施設の内部に「コーティング措置」が講じられていること	破損等の異常確認:貯蔵施設	貯蔵施設の内部の気体圧力又は水位変動の確認で行う場合	1年に1回以上
			上記以外の方法で行う場合	方法に応じた頻度

IV-3-7 使用の方法【1/3】

「使用の方法」の範囲

- 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転等

IV-3-7 使用の方法【2/3】

「使用の方法」の基準と点検基準

基準	使用の方法に関する基準	定期点検に関する基準		
		点検事項	点検方法	点検記録回数
	(必須) 次の方法で使用されていること ①飛散, 流出, 地下浸透しない方法で作業が行われていること ②施設が適切に運転できる措置が講じられていること ③漏洩時に適切に処理されていること (必須) 次の事項を定めた「管理要領」の策定 ①上記3点に関する「使用の方法」 ②使用の方法に関する「点検方法」「点検回数」	「管理要領」からの逸脱確認 逸脱時の飛散, 流出, 地下浸透の確認	「管理要領」に定めた 点検方法	1年に1回以上

IV-3-7 使用の方法【3/3】

「使用の方法」の対応状況

- 規定義務のある「管理要領」の未整備が散見
 - 規定すべき3項目「有害物質の使用方法」「施設の使用方法」「漏えい時の対応方法」を網羅すること
 - 環境省公表の例示文書をそのまま使用せず、実態に合わせて具体的に記載すること
- 定期点検の未実施も散見
 - 点検義務自体の存在を失念している状態が多いので注意すること
 - 点検方法、頻度を明確にし、確実に実施すること